

## 公立大学法人山梨県立大学役員会規程

(平成22年4月1日制定 法人第2103号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学定款（以下「定款」という。）第13条に基づき設置される公立大学法人山梨県立大学役員会（以下「役員会」という。）について、公立大学法人山梨県立大学基本規則第12条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(招集等)

第2条 役員会は、定款第14条第1項の規定により、理事長が招集する。

2 役員会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長の職務代理)

第3条 副理事長は、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

2 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときは、議長の職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは議長の職務を行う。

(構成員以外の者の出席)

第4条 理事長が必要と認めるときは、構成委員以外の者を役員会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

2 定款第14条第7項の規定により役員会に出席した監事は、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第6条 役員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員会に関し必要な事項は、役員会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。